

私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度移行について よくあるご質問(FAQ)

<目次>

- Q1. 建学の精神に基づく教育が実施できるのでしょうか？ (P.1)
- Q2. 「応諾義務」が課せられるため、園児の選考ができなくなってしまうのでしょうか？ (P.2)
- Q3. 長時間保育を行わなければ新制度に移行できないのでしょうか？ (P.2)
- Q4. 大規模園を中心に収入が大幅に減少してしまうのでしょうか？ (P.2)
- Q5. 加算が付かないなど、収入が想定を下回っているとの声を聞きますが本当なのでしょうか？ (P.3)
- Q6. 保育料は保護者の所得に応じて決められるということですが、具体的にはどのようなのでしょうか？また、保育料が値上がりして、保護者の負担が増えるのではないのでしょうか？ (P.3)
- Q7. 上乘せ徴収や実費徴収ができると聞きますが、保育料をどのように設定すれば良いのでしょうか？ (P.4)
- Q8. 預かり保育の基準が厳しくなると聞きますが、実施できなくなるのでしょうか？ (P.4)
- Q9. 新制度に移行すると市町村が所管することとなり、都道府県の私学担当課との関係はなくなってしまうのでしょうか？ (P.4)
- Q10. 新制度に移行すると事務負担が増えるのではないのでしょうか？ (P.5)
- Q11. 新制度に移行すると施設整備補助はどうなりますか？ (P.5)

Q1. 建学の精神に基づく教育が実施できるのでしょうか？

(お答え) 実施できます。新制度に移行しても、私立学校であることには変わりなく、保護者は、各園の建学の精神及び教育方針等を理解したうえで、園を選ぶこととなります。また、教育内容は、引き続き幼稚園教育要領(*)に基づいて実施することとなります。教育方針や内容、その方法などは、従来どおり、建学の精神を活かしたものとす

ることができます。

(*) 幼保連携型認定こども園となる場合は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づいた教育・保育を実施することになります。

Q2. 「応諾義務」が課せられるため、園児の選考ができなくなってしまうのでしょうか？

(お答え) 教育標準時間認定子ども(1号)については、予め市町村と相談のうえ設定する「利用定員」を超えた申し込みがあれば、選考をすることができます。この場合の選考方法は、予め明示した公正な方法であれば良く、具体的な方法に特に制約はありません。一方、利用定員の範囲内で、各園の教育方針等を理解した上での申し込みについては、基本的には拒否できないこととされています。

保育認定子ども(2号、3号)については、保護者が各園の教育・保育方針、内容等を理解して選ぶことは同様ですが、最終的にどの園に入園できるかについては、市町村が、保育の必要度等に応じた利用調整を行った上で決まることとなります。

Q3. 長時間保育を行わなければ新制度に移行できないのでしょうか？

(お答え) そのようなことはありません。認定こども園とならずに、教育標準時間認定子ども(1号)のみを受け入れる「幼稚園」として新制度に移行できます。新制度への移行後も預かり保育を行うことが可能であり、その場合、基本的には、新制度の一時預かり事業(幼稚園型)で実施することとなります。

Q4. 大規模園を中心に収入が大幅に減少するのでしょうか？

(お答え) 新制度の公定価格は、教育・保育の提供に通常要する費用の額を賄えるように設定しています。このため、公定価格の定員規模ごとの単価は、規模が大きくなると、園長、副園長、主幹教諭、事務職員など、規模にかかわらず必要となる固定経費の園児1人当たり額が下がることから、単価は下がることとなります。

しかしながら、一方で、現行の私学助成は、都道府県ごとに大きく異なり、配分方法もまちまちなことから、とりわけ規模の大きな園にとっては新制度移行で減収となることが懸念されました。こうした乖離が大きくならないよう、公定価格のチーム保育加配加算の算定上限人数を引き上げるなどの対応を講じたところです。

具体的には、各園の現行制度による収入と、新制度による収入をシミュレーションして、比較検討する必要があります。国において比較チェックポイントや試算シートを作成していますのでご活用をお願いします。

(参考)

比較チェックポイント：

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/office/pdf/s10-2.pdf>

試算シート：<http://www.youho.go.jp/shisansheetY.html>

Q5. 加算が付かないなど、収入が想定を下回っているとの声を聞きますが本当なのでしょうか？

(お答え) 新制度の施設型給付における加算は、一定の条件に該当するということが市町村(処遇改善加算は原則として都道府県)に認められることが必要ですが、幼稚園教諭や保育士の加配など、客観的な条件に該当すれば必ず支払わなければならないものです。

新制度施行当初は、国の算定基準等の提示が遅れたこと、市町村等の準備や体制が整っていないことなどから、加算の認定が遅れ、加算の支払いがされないという事態が生じていましたので、施設の経営、ひいては、園児の教育・保育に支障が生じかねない状況となっていました。

このため、国としては、各地方自治体に対し、毎月払いの徹底と、暫定的な加算認定による加算額の支払いなど、給付等の支払いの円滑実施を再三にわたり要請したところですが、そうした不安が生じないよう、引き続き対応していきます。

Q6. 保育料は保護者の所得に応じて決められるということですが、具体的にはどのようなのでしょうか？また、保育料が値上がりして、保護者の負担が増えるのではないのでしょうか？

(お答え) 保育料は、市町村民税の課税・非課税、課税の場合は夫婦の所得割額の合計額に基づき、市町村が所得階層認定を行い、所得階層ごとに保育料額が決まります。この金額は、認定区分(教育標準時間(1号)、保育標準時間(2号、3号)、保育短時間(2号、3号)の5区分)ごとに国が上限額を定め、市町村がその額の範囲内で具体的な額を定めることになっており、同じ市町村の同じ認定区分の子どもは、所得階層が同じであれば同じ保育料となります。国としては、市町村が具体的な保育料の額を定めるに当たっては、現行の保育料等に留意して定めるよう要請しています。また、市町村が定める保育料よりも低い保育料を現在設定している私立幼稚園(認定こども園を含む。)については、現在適正な運営が行われているなどの要件に該当する場合に、市町村が定める保育料よりも低い額を徴収することを認める(施設型給付の減額は行わない)経過措置を設けています。

所得階層は、入転園時のほか、毎年、6月に決まる市町村民税額に基づき、9月に認定されることとなります。

このようにして決定された保育料額を、各園は保護者から徴収することとなります。

Q7. 上乘せ徴収や実費徴収ができると聞きますが、保育料をどのように設定すれば良いのでしょうか？

(お答え) 保護者から事前に同意を得るなど、一定の条件を満たせば、所得に応じた保育料のほかに、教育・保育の対価として、いわゆる上乘せ・実費の保育料徴収は可能です。

具体的にどのように設定すれば良いかについては、「自治体向けFAQ(第9版)」のP27 No.4を参照して下さい。

Q8. 預かり保育の基準が厳しくなると聞きますが、実施できなくなるのでしょうか？

(お答え) 新制度に移行した園でも、預かり保育が実施できます。また、その経費助成については、従来の私学助成の預かり保育補助に代わり、新制度の地域子ども・子育て支援事業のうち一時預かり事業(幼稚園型)を活用することが基本となります。一時預かり事業(幼稚園型)では、質の高い保育を実施できるよう、職員配置、施設設備などについて、保育所と同等の基準を求めつつ、職員配置数や職員資格について一定の要件緩和を行うなど、幼稚園からの移行に配慮しています。また、比較的少数の利用しかない小規模施設でも、一定の経費が確保されるような工夫も行っています。幼稚園の担任の教員は、園児の降園後も、翌日の準備や研究・研修を行うこととされており、その費用は施設型給付で支払われていることから、基本的には、一時預かり事業(幼稚園型)との兼任は認めていません。適切な内容の保育を実施し、二重助成とならないような措置ですので、ご理解願います。

なお、新制度に移行する園についても、従来、私学助成を受けていた園であって、一時預かり事業(幼稚園型)の実施が困難な場合には、経過措置として、引き続き、私学助成を受けることができる特例を設けています。

Q9. 新制度に移行すると市町村が所管することとなり、都道府県の私学担当課との関係はなくなってしまうのでしょうか？

(お答え) そのようなことはありません。新制度に移行した園も私立の幼稚園または幼保連携型認定こども園として、都道府県等の認可・監督を受ける施設となります。また、学校法人については、幼稚園や幼保連携型認定こども園のみを設置する学校法人の

所轄庁は引き続き都道府県ですから、これまでと同様に、都道府県の認可・監督を受けます。さらに、新制度に移行しても、特別支援教育経費などの私学助成の特別補助を引き続き受けている園については、私立学校振興助成法に基づく監督対象となります。

いずれにせよ、私立幼稚園から新制度に移行した園については、円滑に移行できるよう、都道府県において適切にフォローするよう、国からもお願いをしているところです。

Q10. 新制度に移行すると事務負担が増えるのではないのでしょうか？

(お答え) 新制度に移行すると、教育標準時間認定子ども(1号)の支給認定の市町村への取り次ぎや施設型給付の申請などの事務が新たに発生することが予想されますが、教育標準時間認定子ども(1号)の公定価格においては、常勤事務職員1人及び週当たり2日分の非常勤事務職員の人件費のほか、利用定員(認定こども園の場合は、教育標準時間認定子ども(1号)及び保育認定子ども(2号、3号)の利用定員の合計)が91人以上の園には、さらに非常勤事務職員1人分の人件費を見込んでいます。

Q11. 新制度に移行すると施設整備補助はどうなりますか？

(お答え) 新制度へ移行した私立幼稚園については、耐震化等を実施する場合、私立学校施設整備費補助を受けることができます。また、教育標準時間認定子ども(1号)の公定価格における基本分単価には、現状の経営実態を踏まえた減価償却費相当額が計上されています。

認定こども園については、教育標準時間認定子ども(1号)分については、幼稚園と同様ですが、保育認定子ども(2号、3号)分については、基本的には、施設整備費補助を受けることを想定しています。なお、施設整備費補助を受けない施設については、一定の要件を満たせば減価償却費加算(または賃借料加算)を受けることができます。